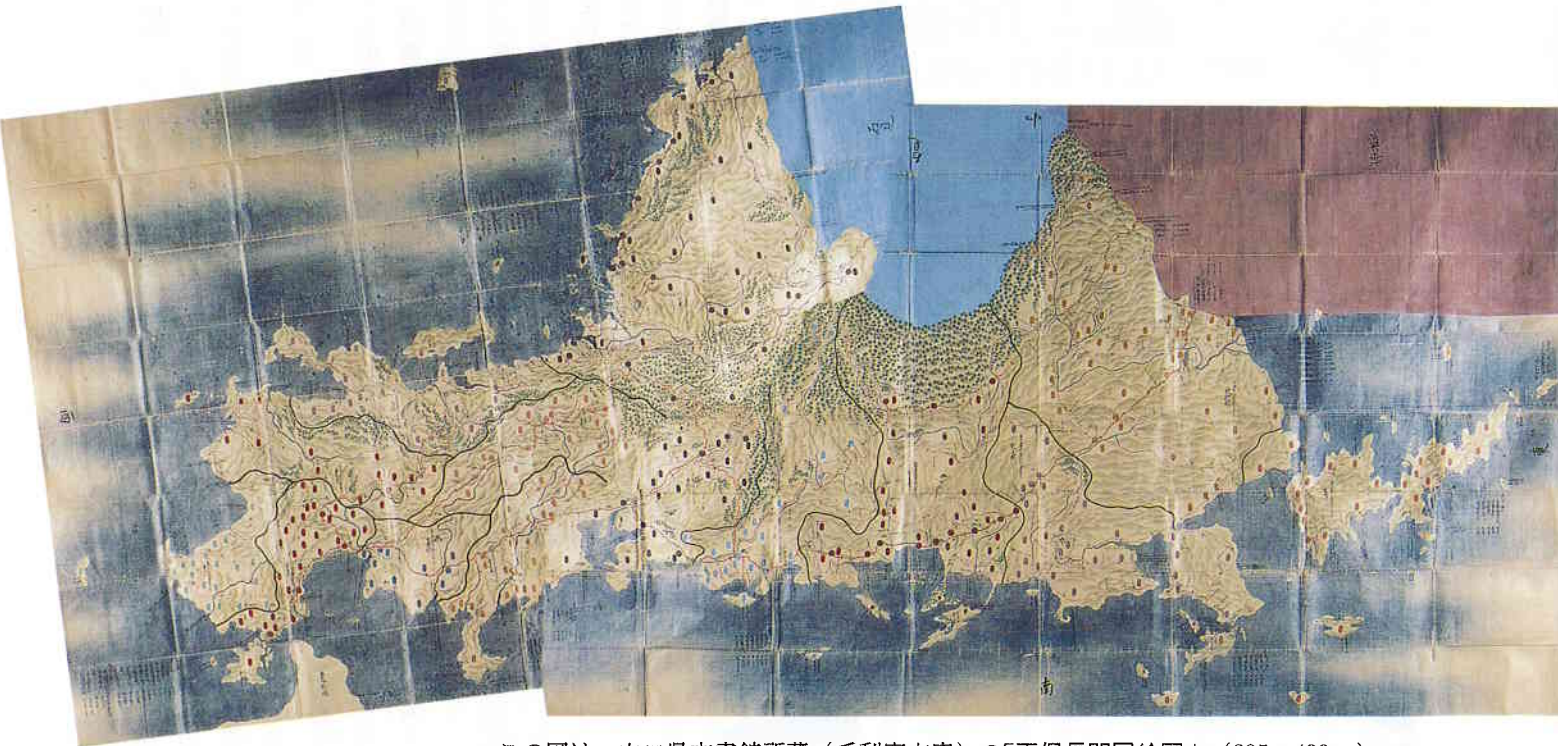


# 文書館ニュース

1998年 3月 No.32

編集・発行  
山口県文書館(もんじょかん)  
〒753-0083  
山口市後河原150-1  
TEL (0839)24-2116  
FAX (0839)24-2117



この図は、山口県文書館所蔵(毛利家文庫)の「正保長門国絵図」(335×480cm)と「正保周防国絵図」(330×553cm)を合成したものです。

## 〈図版解説〉 正保国絵図(周防・長門)

江戸時代に、幕府の命令によって国ごとの大型彩色図が作成された。江戸幕府が国絵図を集めたのは慶長、正保、元禄、天保の各期であった。国絵図は国郡村の単位を基調にして作成されるのが内容上の基本的特徴である。村の所在は村形を用いて図示、郡別に色分けされた。正保国絵図以降は縮尺が6寸1里(2万1600分の1)に統一されたのをはじめ、絵図様式・内容の全国統一化が進んだ。

写真はそのうちの周防・長門両国の正保国絵図である。

正保国絵図は正保元年(1644)に、幕府大目付井上政重が主宰して、諸国の大名に命じて調進させたもので、防長両国の正保国絵図も幕府の示達した絵図基準にしたがって作

成されている。

周防は6郡で現在の郡に一致するが、長門は寛文4年(1664)印知以前の阿武・大津・美祢・厚東・厚狭・豊田・豊東・豊西の8郡による仕立である。

支藩のうち長府(毛利秀元)領と下松(毛利就隆)領は村形の緑色をもって本藩(毛利秀就)領と区別されるが、岩国(吉川広正)領は区別されない。岩国は幕府公認の支藩ではないとする幕府担当者の意向にしたがったものである。

なお、防長両国の場合、正保国絵図のほかに、慶長、元禄、天保の国絵図もすべて地元に残存している。慶長国絵図は宇部市立図書館、その他は全部当館(毛利家文庫)の所蔵である。(河村克典)

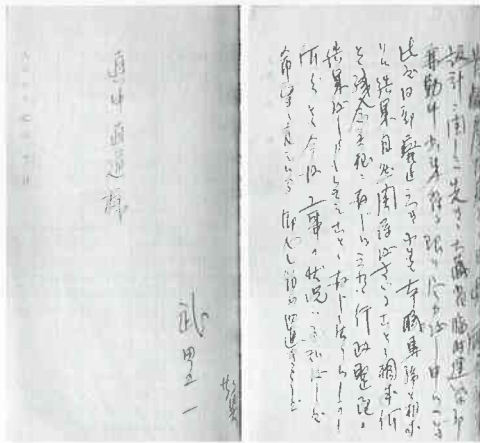
## 目次

- |   |  |
|---|--|
| 〈図版解説〉正保国絵図(周防・長門) (河村克典) 1                     | 〈トピックス〉「地下上申」と萩市・川上村の境界画定(百田昌夫) 6        |
| ○旧県会議事堂調査と「戦前県庁文書」<br>大川畑博文(山口県旧県会議事堂設計監理事務所) 2 | 〈トピックス〉上関で古文書講座をスタートして四年<br>井上美登里(上関町) 7 |
| ○毛利家文庫「遠用物」の中世文書について<br>秋山伸隆(広島女子大学助教授) 3       | 〈寸言〉風船の理論 ――市民の立場から― (宮本典彦) 7            |
| 〈新収文書の紹介〉冷泉家文書について (小山良昌) 4                     | 〈閲覧室から〉古文書筆写 金谷一夫(新南陽市) 8                |
| 〈写真メモ〉「毛利元就関係文書展」の一年 5                          | ・一九九八年度の行事(入門講座に受講者のメッセージ続々) 8           |

# 旧県会議事堂調査と「戦前県庁文書」

大川畑 博文

山口県旧本庁舎(県政資料館)と旧県会議事堂(議会資料館、写真3)が重要文化財に指定された建物であることは、多くの人の知るところですが、その建設に関係した当時の記録や図面類までもが重要文化財(附指定)に指定されていることは、あまり知られていないのではないのでしょうか。明治末から大正初期にかけて、県庁舎と県会議事堂の建設がどのように計画され実行されたのか、その経過を知ることのできる貴重な史料が文書館に残されているのです。



(写真1) 大正2年武田五一書簡

私は文化財建造物の保存修理に携わる者ですが、その建物の成り立ちを知るこ

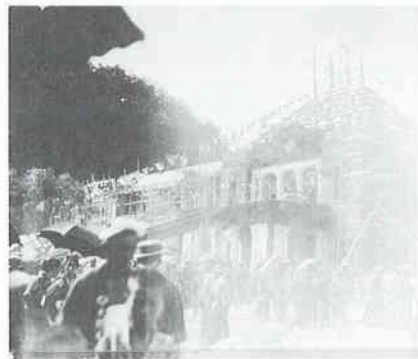
とは、実物の建物の調査に当たるとは、手始めとなる、大変重要なことです。

山口県文書館では主に平成八年一月から三月にかけて、山口県旧県会議事堂の工事関係記録を調べました。重要文化財「附指定」の記録は六冊ありますが、これらの文書が文書館に保管されていることは、山口県文化財保護課の浅川専門員に教えていただきました。文書の閲覧方法から取り扱ひ方、目録から当建物に關係のありそうなものを選び出し方、その内容を見ることなど、一からはじめました。内容に至っては、行書や草書は分かりづらく判読するのは骨が折れる作業でした。それでも、近代の文書ですから比較的解読は容易な方だったと思います。

工事関係記録の内容は公文書、建築の設計や見積り、基礎工事、木工事、敷地等に関するものです。その中で「縣廳舎改築之件 明治四十四年 土木課」(「県庁戦前A土木」)の中には、当時の渡邊融山口県知事が橋本大蔵次官に、非公式ではあります、新庁舎の設計を依頼している書簡(三週間後に公式依頼)や、妻木頼黄大蔵省臨時建築部長に宛てた設計依頼の書簡や、それに対する返事など、興味深いものがたくさんあります。

設計を担当したのは当時気鋭の建築家だった大熊喜邦と武田五一の両大蔵省技師ですが、武田五一は志半ばにして同年

六月に担当から外れることになりました。その時の気持ちを綴った書簡が「縣廳舎建築ニ関スル往復一件其の二 明治四十四年 土木課」(「県庁戦前A土木」)の中にあります。内務部長の真中直道に宛てたものですが、その一部を紹介します(写真1)。



(写真2) 大正4年新庁舎上棟式



(写真3) 現在の旧県会議事堂

「…御縣々廳舎新築設計ニ関しては先大蔵省臨時建築部兼動中 出来得る限り尽力致し申候へども…何とも残念至極ニ存じ候 之れも行政整理の結果 致し方も無きことと存じ居り候 しかし何分とも今後工事の状況は承知致し度希望ニ之有り候間御心し留め置き下され度い…」

新庁舎の建設に対する武田五一の情熱や愛着、中途解任の惜しみが滲み出ています。著名な建築家の直筆の手紙を目の当たりにして、何か胸に迫るものを感じました。新庁舎の上棟式は、大正四年九月二十四日に行われています。当時の古写真(写真2)も文書館所蔵(行政資料)目で見える山口県の歴史(28)ですが、一つ残念なことは、現在判明している史料は当時に記録されていた史料の一部で、工事の仕様書に当たるものが見つかっておりません。また建物の内部を撮影した古い写真はごく一部の部屋のものしかなく、建物の復原をより綿密なものとするには、もっと史料を見ることが必要だと感じています。「まだ見ぬ史料が見たい」、これが今の希望です。

これからも文書館で古文書に接することになると思いますが、古文書に初めて触れた時の感動を大切にしていきたいと思っています。

# 毛利家文庫「遠用物」の中世文書について

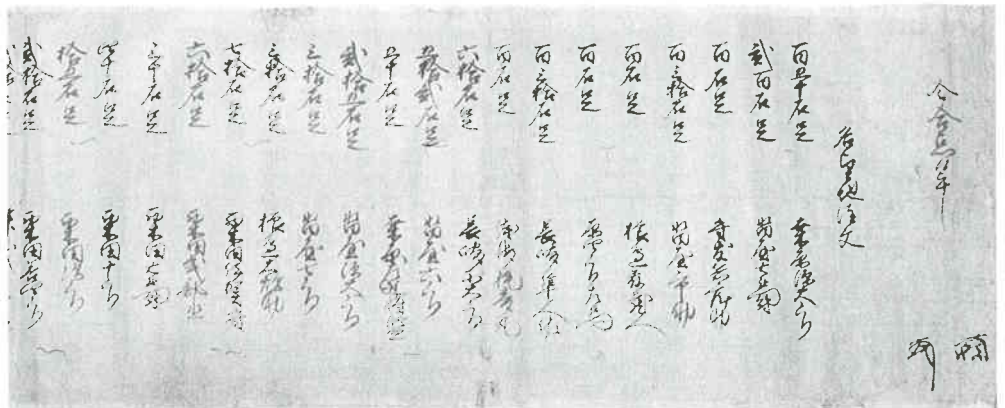
秋山 伸隆

毛利家文庫に「袋入文書」と呼ばれる大量の未整理史料があることは、関係者の間では常識であっても、一般の利用者にはあまり知られていない。昨年その一部が公開された「遠用物」のなかに、約一〇〇通の中世文書(慶長五年以前)の原本が含まれていたことは、大きな驚きであった。写真撮影のため全体を一覧した際の印象を中心に、「遠用物」公開の意義について述べてみたい。

「遠用物」の中世文書は、中世以来毛利家に伝来した文書と、近世以降に献上・購入などによって毛利家に入った文書に大別できる。

毛利家伝来文書としては、慶長年間を中心とする家臣起請文(二二通)がまず目に付く。『毛利家文書』に収録されている同時期の起請文と本来は一体のものである。惣国検地の奉行が、石見・備後の国衆から受けた「振舞」(接待)について弁明した起請文も含まれる。

応永四年(一三九七)厳島社領注進状案は、後世の写ではなく、室町時代の案文である。当時の毛利氏と厳島社は、高



天文24年(1555)閏10月5日屋代島衆望地注文(遠用物・中世243)

花押裏目継目(桂元忠)



田郡内の社領をめぐる紛争を繰り返しており、訴訟の証拠文書として毛利氏に渡

されたものがそのまま伝来したのである。享保年間から毛利家伝来文書の整理を担当した永田政純が、この種のものには「御什書」に含める価値はないと判断して除外したため、『毛利家文書』ではなく、「遠用物」として今日に伝えられたのであろう。

つまり『毛利家文書』は、永田によって選別された「御什書」であり、ビデオテープにたとえらると、「編集」された映像である。これを常に自覚しておく必要がある。「編集」によってカットされた部分を「遠用物」や毛利博物館の「御蔵文書」によって再現し、毛利家伝来文書の全体像を再構成する必要があることを、「遠用物」は教えてくれるのである。

諸家文書のうち、もっともまとまったものは二宮家文書である。「閩関録」巻六四、「譜録」(に4)二宮太郎右衛門家の原本であり、毛利輝元自筆書状が半ばを占める。長井・寺内・杵屋家などの文書は、「閩関録」にはない新出文書であるが、大正五年瀬川秀雄三卿伝編纂所長が山口市野田の毛利家別邸で採訪して作成した謄写本があり、『毛利元就卿伝』には「野田毛利文書」として引用されている。しかし、原本には写では分からない重要な情報が含まれていることがある。

写真の文書は、厳島合戦の直後、大方の警固衆の中核である屋代島衆が毛利

氏に服属する見返りとして所領の給与を要求し、元就(右)と隆元がそれを認め、花押を据えたものである。この文書は、かつて宇田川武久氏が「三卿編年文書」から引用して紹介されたことがある(大内氏警固衆の消長と毛利氏の水軍編成、『軍事史学』一九)。原本を見ると三枚の紙が貼り継がれており、継目の裏には桂元忠と児玉就忠の花押がある。桂と児玉は元就の奉行人であり、屋代島衆との交渉を担当したのが、この両名であったことを示す。原本の紙継目裏花押を確認できたことによって、屋代島衆に対する懐柔工作が元就自身によって進められたことが明らかになったのである。

このように、「遠用物」の公開は、原本によってしか知り得ない情報を研究者に提供することによって、研究の深化に大いに寄与することが期待される。

(広島女子大学助教授)

## 「遠用物」近世前期・近代の公開スタート

昨年の中世に続き、今年二月、近世前期(正徳期まで)二七一九点と近代(明治以降)二二六点の閲覧提供に踏み切った。残る近世後期約九千点についても近日中に公開の予定。

(吉積久年)

〈新収文書の紹介〉

冷泉家文書について

冷泉家の概要

冷泉家は、大内氏の全盛時代を画し、山口に開府した大内弘世の五男・弘正を祖とし、代々大内氏を称していました。その第五代目大内義隆が京都冷泉家から妻を迎えたことから、六代目興豊時代以降「冷泉家」を称するようになったと云います。

興豊の子隆豊は武将として知られ、重臣として大内義隆に仕えていましたが、陶晴賢の謀反により義隆が深川大寧寺において自害したとき、隆豊はその介錯にあたって自らも命を絶っており、義隆と共に大寧寺墓地に祀られています。

隆豊の子元豊は、毛利元就の家臣桂元澄の娘を娶り、毛利元就の家来として豊前国出兵中に柳ヶ浦で討ち死にしました。その子元満は毛利輝元に仕え、朝鮮出兵に従軍して戦死しました。その後江戸時代を通じて萩藩の大組士に属しました。幕末には冷泉五郎が正義派志士として活躍しましたが、惜しくも俗論派のために暗殺されました。

冷泉家文書の概要

冷泉家文書の中心をなすものは、大内

氏・毛利氏時代に領主から拝領した奉書類五卷(約一五〇点)の文書群です。

その他には、冷泉家では最も勇名を馳せた隆豊の短冊、藤原・源・大内・毛利各系図の写し、武芸免許皆伝、冷泉家勲功書、書簡類などがあります。

また、文書以外では、冷泉家文書を取っていた「大内菱紋」が描かれた古櫃、正義派志士「長藩冷泉五郎」と書かれた諸隊袖印などがあります。

特徴的な文書

①「奉書類五卷」

大内氏・毛利氏時代に領主から冷泉家が拝領したもの。内容は、応仁の乱以降の中世武家文書から近世初頭の朝鮮出兵など、武士の活躍した華やかな時代の文書が大半を占めます。

②「冷泉家譜録」

江戸時代中期に、萩藩では家臣の家に所属する系図や伝書、御判物などを差し出させ「譜録」と名づけました。これは、家臣の家の過去を知る一大史料群ですが、なぜか冷泉家譜録は欠落していました。

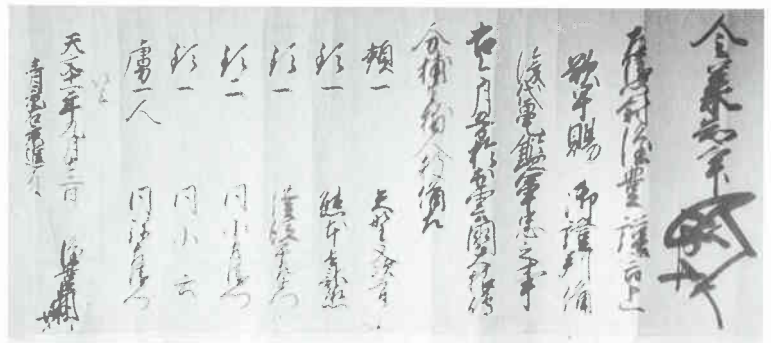
③「冷泉五郎諸隊袖印」

幕末の正義派志士冷泉五郎所有の袖印。五郎は反対派俗論党の手により、慶応元年明木権現原で暗殺されています。

(小山良昌)



(左) 古櫃



(右) 天文11年(1542)冷泉隆豊軍忠状(証判は大内義隆花押)

相次ぐ文書の寄贈・寄託

文書館では、今年度も逐次、行政文書、行政資料を受け入れていきます。そのほか、文書の個人所有者から、多くの寄贈・寄託がありました。目録整理が出来次第、順次、閲覧をスタートさせていきます(次表)。今年度は、とくに、「冷泉家文書」の寄託のほか、「佐川家文書」、「小澤家文書」の寄贈が目玉され、マスコミ報道の脚光を浴びました。

○寄贈文書(平成9年度)

名称	点数	寄贈者
平中十郎文庫(一般郷土史料)	26点	小野田市・高橋 政清
田中義郎氏収集文書	1点	阿東町・桑原 忠夫
佐川家文書	29点	山口市・田中 義郎
小澤家文書	2182点	大島町・佐川 昭
武本家文書	496点	山口市・小澤登米子
	203点	長門市・武本喜美子

○寄託文書(平成9年度)

名称	点数	寄託者
藤元家文書	80点	大島町・藤元武雄
城家文書	204点	徳山市・城 晴彦
鳥居家文書	124点	秋芳町・鳥居和子
井上家文書	21点	福岡県・井上義久
津田家文書	172点	千葉県・津田信重
河野家文書	414点	美称市・湯藤春美
冷泉家文書	342点	山口市・冷泉公隆

〈写真メモ〉

「毛利元就関係文書展」の一年

文書館では、普及活動の一環として、閲覧室の一角で月間小展示をしています。九七年二月より毛利元就生誕五百年の年にちなんで、「毛利元就関係文書展」のコーナーを開設して、館架蔵文書を逐次紹介しました。

展示タイトル(2月~12月)

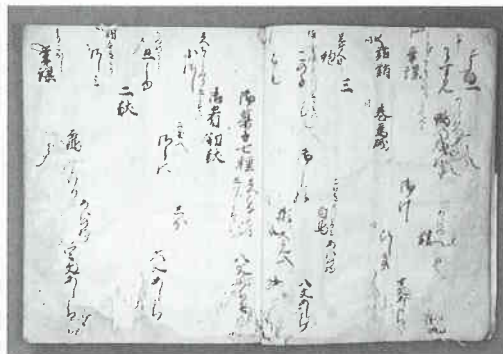
2月	毛利元就加冠状・一字状
3月	元就と起請文
4月	毛利元就と打渡坪付
5月	厳島合戦後の「頸注文」
6月	毛利元就の感状
7月	元就への餐応料理
8月	元就の一代記
9月	元就と山代
10月	毛利元就御詠歌
11月	厳島合戦の前哨戦
12月	毛利元就と厳島合戦



天文11年(1542)毛利元就加冠状(山内家文書)



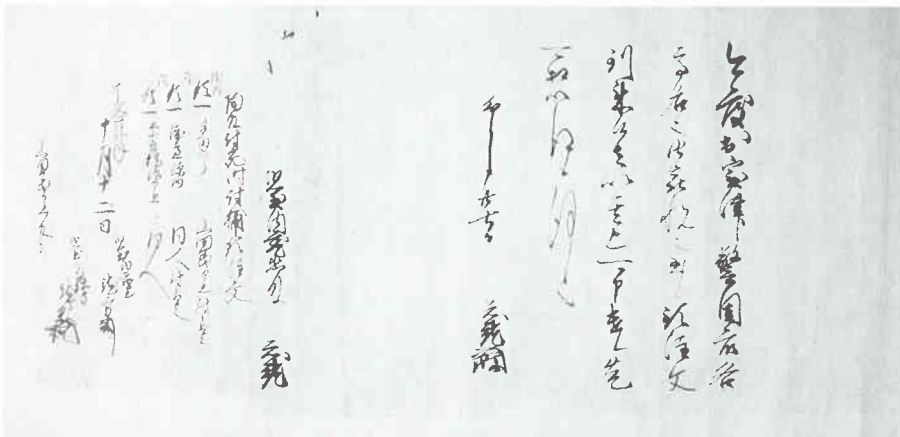
天文23年毛利元就・同隆元連署起請文(右田毛利家文書)



天文18年「元就公山口御下向之節響応次第」(毛利家文庫)



(右) 弘治2年(1556)毛利元就書状



(左) 天文24年児玉就秋・同就方連署頸注文(山田家文書)



弘治4年 毛利元就打渡坪付(山田家文書)



厳島合戦(弘治元年)の諸軍記(毛利家文庫)

へトピックス

# 「地下上申」と萩市・川上村の境界画定

(一七四〇年)

(一九九七年)

文書館調査室(閲覧室)には、歴史研究のための調査ばかりでなく、実生活上、あるいは行政上のニーズに応えるデータバンクとしての役割があります。近年、この面での増加が目立ってきています。

昨年八月、ごらんのような各紙の報道がありました。「萩市大字樺東二六〇番一」の土地と「川上村八六二番一」の土地の境界が、従来特定できず、国土地理院発行の地形図上も、長年、「境界未定」

山口県萩市と川上村の間で、画定していなかった区域の境界線が約二百五十年ぶりに決まった。江戸時代中期の一七四〇年(元文五年)、萩藩の明細帳である「地下上申(じげじょうしん)」が境界線画定した。

福栄村  
萩市  
川上村  
基盤ヶ嶽  
今回画定した境界線

「地下上申(じげじょうしん)」が境界の目安として示した「基盤ヶ嶽の西八合目」の位置について両市村がおおむね合意、近く国土地理院に境界線の画定を申請する。

問題の区域は「萩市樺東二六〇番一」と「川上村八六二番一」の境界部分。九五年秋ごろから両市村が境界問題の協議を始め、今年一月、七月の二度にわたって実地調査を実施。古い作業道の跡や私有林と村有林の分かれ目、草木の生え具合などを基にポイントを拾い、境界線を画定した。

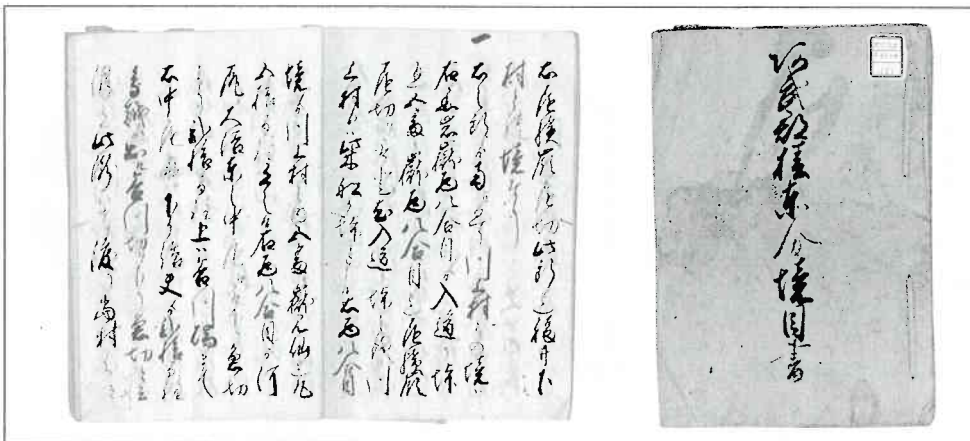
通常は山のりょう線や等高線、明記された地点をつないで境界とするが、「地下上申」の「基盤ヶ嶽標高五百五十一(一)」の西八合目という表記は不明確で、確認に手間取っていた。周辺部は雑木の茂る山間部のため資産問題なども起らず、これまで解決が先送りされていた。これにより両市町の面積も確定、地図上にも問題部分の境界線が書き込まれることになる。

## 萩市 250年ぶり境界画定 川上村

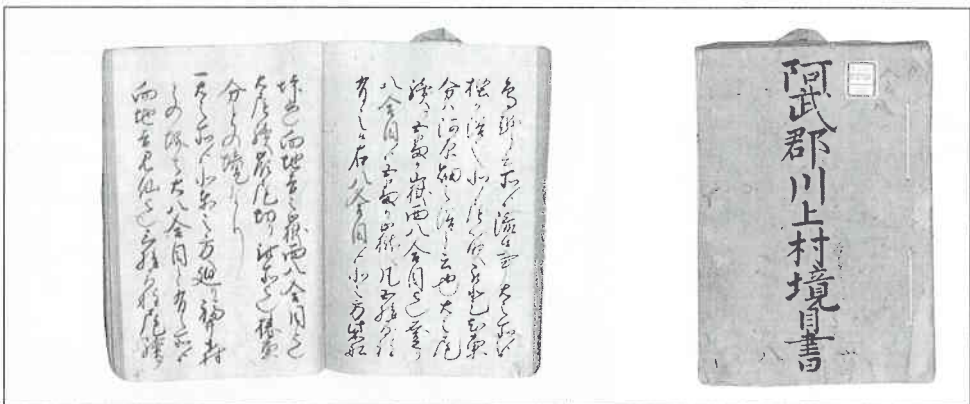
### 江戸期の記録巡り、2度実地調査

(上) 1997年の境界画定 (日本経済新聞 1997年8月29日付)

(下) 1740年の「地下上申(じげじょうしん)」



「阿武郡樺東分境目書」 右葉5行目に「五番か嶽西八合目迄(尾続)」云々



「阿武郡川上村境目書」 右葉4行目に「五番か嶽西八合目迄(登り)」云々

と表示されていたのです。

文書館架蔵の「阿武郡川上村境目書」、  
「阿武郡樺東分境目書」(県庁伝来旧藩記録、「地下上申」のうち)の「五番か嶽(基盤ヶ嶽)西八合目」という記事が、今

回の萩市・川上村両者の合意の足掛かりでした。

一七四〇年(元文五年)の文書作成者たちには意想外の役目を、この文書が果たすことになりました。(百田昌夫)

へトピックス

上関町で古文書講座をスタートして四年

四年前の平成六年八月八日、講座生十五名で、古文書講座の第一回がスタートしました。江戸時代の朝鮮通信使にかかわる「御番所」の保存運動があり、平成四年に町指定の文化財(「上関番所(旧秋月家)」)になったのが、きっかけでした。

講座は月二回、第二・四月曜日。二班

井上 美登里(上関町)

に分かれて、読みながら原稿の下書きを書いていき、ページ毎に福本幸夫先生(柳井市文化財室)から文字、文章の読み方、意味の説明をしていただきます。テキストは、一回に十〜十四ページ、原稿用紙で五〜七枚です。

解説が進むにつれて、ぜひ解説書を出

言

風船の理論

——市民の立場から——

どんな権利も絶対的なものではないという事を理解すべきではないか。基本的人権、基本的人権とよくいうが、それら権利も、お互いが衝突する立場になる場合が、往々にしてある。その場合は、双方の権利が、お互いに一歩引いてこそ、真の意味での権利の確保になる。このことは、風船の理論と俗にいわれるものである。大きくふくらんだ風船を左右から合わせて押すと、お互いが少しずつ引込む。そのまま無理に強く押し続けると、片方のみならず両方が割れてしまう場合もある。その修復は大変なこととなる。

したいとの要望が高まり、ワープロ印字の手作りで、制作に取りかかりました。

その一冊目は、「御番所」復元工事の竣工式にあわせて、発刊することができました(題名「朝鮮通信使上関記録」、B5判・本文一三〇頁、平成八年七月)。その後、次々に刊行を進めて、五冊目、六冊目は、「上関御番所記録」、「上関物頭勤務書」(いずれも県文書館「毛利家文庫」)です。

これらの古文書と解説書は、地域の歴史

人権に対する考え方も同じことなのである。あまりに、お互いが権利を主張すると、かえってその権利を制約する理論にまで逆に発展してしまう恐れすらあるからである。

少年Aに対する某誌の報道に対しても、いろいろな評価、様々な理論がある。一方では、報道の自由、出版の自由等を掲げ、一方では、少年の将来をも考えての権利保護等を、更には、被害者側から、被害者のプライバシー保護や、家族の心的苦悩面等々からの主張がなされている。いずれも立場としては、正しい主張である。ただ、お互いが、少しずつ引くことを考える余地があったのではないかと、私は個人的には思う。特に、某誌の報道については、少々行き過ぎの感を抱かざ

史にひとつの確実なイメージを示し、さまざまな肉付けをしてくれます。

今後、わが町上関を躍動性のある町にしていくため、得た知識をどのように活用していくか、また、自分たちの果たせる役割は何かという課題があります。そこに向かって、時間がかかっても、自らの問題として動き出すエネルギーの一助にしていければと、願っています。

を得なかったのは、私だけではないのではないだろうか。

文書館にも、情報公開の波が押し寄せてきた。アーカイブズの世界で、世界的にかつ慣習的な考え方としても捉えられてきたいわゆる三十年公開原則も揺らいでいる。情報公開も大変結構なことではあるが、その反面、プライバシーの保護、特に個人情報の保護も真剣に考えなければならぬ。基本的人権の理論には、個人個人の市民的生活の権利保護ということが、その大きな歩みの中に存在したのではなかったか。私は裸の王様ならぬ、裸の市民にさせてはならないと思っっている。いずれにせよ、権利に係わる理論構成は、慎重に考えるべきなのであろう。

(宮本典彦)



復元修理後の「御番所」



5冊目の解説書

# 入門講座に受講希望者のメッセージ続々

## 一九九八年度の行事

新年度にスタートする「古文書入門講座」(4月～9月、毎月第2土曜日)には、予想外の多数申込みがあり、急遽、「第4土曜日」にも、講座を増設することになりました。女性の参加希望が多いのも特徴です。申込みハガキには、たとえば、次のような声が寄せられています。

「古文書講座の受講経験無しです。古文書を目にするのは日本の各地を訪れた時くらいでした。ある折り、外国留学生を岩国城へ案内しました時、古文書を見て何が書いてあるのか、私に真顔で聞かれて、私は金縛りにあいました。わけがわからなかったのに、彼らを案内したことが、今も苦い経験として心から離れませんが、これがショック!!私の古文書とのかわりでございます。知らないことは恐ろしいことですね。」(光市、女性)

「久賀町の家に古文書があり、少しでも読める様になると楽しいのでは、と思っています。」(小郡町、女性)

「大学の国文科で古文を学びましたが、それ以後遠ざかっております。美術館や

博物館などで時々目にする古文書などが、少しでも読めたらいいなと思っておりました。」(下関市、女性)

「別の場所で古文書講座を一度受講したことがあります。辞書の引き方など、ごく基礎的なところから教えていただきましたと思います。」(宇部市、女性)

### 〈閲覧室から〉

## 古文書筆写

金谷 一夫

定年退職後、ふとしたきっかけで「古文書」を知り、地元の諸先輩のご指導を受けながら次第に熱中して参りました。

解説に少し自信がついて来た頃、兼々興味をもって来た故人の実績を調べたく、大胆にも文書館を訪ねました。専門研究員の親切なアドバイスを受け、初めて実物の古文書を手にした時の印象は今も忘れておりません。

最初は要点だけノートに書き取り、家で復習すると、解説力の拙さもあってか要点のとらえ方も悪く、結局次の

【古文書基礎講座(美東町)】

・期間 6月16日～7月14日

(毎週第2火曜日、計5回)

・会場 美東町民センター

・申込先 美東町教育委員会(文化係)

・対象 一般(申込6月8日×切)

【古文書専修講座】

・期間 10月17日～3月13日

(毎月第2土曜日、計6回)

・会場 文書館

・対象 一般(事前申込)

【古文書活用講座】

・期間 8月24日(月)～27日(木)

(連続4日間)

日も同じ頁を読みなおすといった状態でした。それが無駄だ気がつきまし

た。そこで次からは全文筆写することにしました。毎日が日曜日の私には時間たっぷりあります。全文筆写・清書することは思っていた以上に効を奏しました。つまり自然に解説力がついて来たこと、家において幾度も読みなおせることで内容も正確に理解できることでした。

「読書百遍、意おのずから通ず」。明治二十二年生まれの父がよく口にしていた言葉を、生意気さかりになっていた私は、そんな悠長なことで……と内心反駁していたのですが、それがいま鮮やかに甦って苦笑しております。

(新南陽市・68才)

・会場 文書館

・対象 小中高校教員(事前申込)

【古文書入門講座】

・会場 文書館

・対象 一般(申込2月28日×切)

(第2土曜日)

・期間 4月11日～9月12日

(毎月第2土曜日、計6回)

(第4土曜日)

・期間 4月25日～9月26日

(毎月第4土曜日、計6回)

【月間小展示】

毎月、月替わりで文書館架蔵文書の紹介

・会場 文書館(小展示コーナー)

・会期 4月～来年3月

【文書館ウィーク】

・期間 1月21日(木)～27日(水)(予定)

・会場 文書館

・対象 (一般)

・内容 (鋭意、準備中)

★お知らせ このほど、「山口県文書館利用規程」が改正されました(98年2月)。「利用証」の交付のことなど、近日、お知らせします。

【閲覧時間】

・9時～17時 (月曜日～金曜日)

・9時～12時半 (土曜日)

(閲覧票提出は、閉館30分前までです)

【休館】

・祝日・日曜・月末整理日

・年末年始(12月28日～1月4日)

・春秋文書整理期間(4月13日～18日、10月12日～17日)など

